様式第１（第３条関係）

介護保険住宅改修費の受領委任払いに係る誓約書

犬山市介護保険住宅改修費の受領委任払いに関して、事業所の登録の届出を行うにあたり、下記の各事項を遵守することを誓約します。

１．介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第４５条第１項及び第５７条第１項に規定する住宅改修（以下「住宅改修」という。）の施工に関しては、関係法令及び犬山市介護保険住宅改修費の受領委任払いに関する要綱（平成１９年要綱第１６号）を遵守すること。
２．法第４１条第１項に規定する居宅要介護被保険者又は法第５３条第１項に規定する居宅要支援被保険者（以下「要介護者等」という。）が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該要介護者等の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修を行うよう努めること。
３．住宅改修を行うにあたっては、犬山市、居宅介護支援事業者及び居宅介護予防支援事業者との連携に努めること。
４．要介護者等から、住宅改修について介護保険住宅改修費の受領委任払いの申し出があった場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間及び介護保険給付の制限に関する規定の適用を受けていないことを確認すること。また、過去の給付実績についても確認すること。
５．住宅改修を受領委任払いで取り扱う場合は、その施工に係る見積書及び図面を作成して要介護者等に発行し、了承を得ること。その際、見積書には、当該住宅改修の内容、箇所、規模、住宅改修に要する費用（保険給付分及び自己負担分の見込額の内訳を含む。）、施工事業者名及び連絡先を明記すること。また、要介護者等が複数事業者から見積書を取ることを希望する場合であっても、見積書を発行すること。
６．住宅改修に関する見積書の記載事項に変更があった場合には、速やかに、その変更の内容を当該要介護者等に通知すること。
７．住宅改修費については、保険給付分を除いた自己負担額を要介護者等から受領するものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、当該自己負担額の支払いを受けたときは、要介護者等に領収書及び工事費内訳書を発行すること。
８．住宅改修費を受領委任払いにより受給する要介護者等が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を市に通知すること。
(1)　不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
(2)　正当な理由なく、当該住宅改修を行うにあたって必要な手続き等に関して協力しないとき。
９．要介護者等からの苦情等があった場合は、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、要介護者等の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても市、居宅介護支援事業者及び居宅介護予防支援事業者との協力により適切な対応を行うこと。
10．住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、要介護者等の生命、身体、財産等を傷付けた場合には、その責任の範囲内において要介護者等に対してその損害を賠償し、本登録の辞退を申し出ること。
11．事業者の役員若しくは従業者又はこれらの職にあった者は、業務上知り得た要介護者等及びその家族の秘密を保持すること。
12．介護保険住宅改修費受領委任払い取扱い届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかに、新たに記載した介護保険住宅改修費受領委任払い取扱い届出書を市長に提出すること。

犬山市長

令和　　年　　月　　日

住　　所

事業所名

代表者名

※事業所名・代表者名については、署名または記名押印（認め印を除く。）をしてください。

様式第１（第３条関係）

記 入 例

介護保険住宅改修費の受領委任払いに係る誓約書

犬山市介護保険住宅改修費の受領委任払いに関して、事業所の登録の届出を行うにあたり、下記の各事項を遵守することを誓約します。

１．介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第４５条第１項及び第５７条第１項に規定する住宅改修（以下「住宅改修」という。）の施工に関しては、関係法令及び犬山市介護保険住宅改修費の受領委任払いに関する要綱（平成１９年要綱第１６号）を遵守すること。
２．法第４１条第１項に規定する居宅要介護被保険者又は法第５３条第１項に規定する居宅要支援被保険者（以下「要介護者等」という。）が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該要介護者等の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修を行うよう努めること。
３．住宅改修を行うにあたっては、犬山市、居宅介護支援事業者及び居宅介護予防支援事業者との連携に努めること。
４．要介護者等から、住宅改修について介護保険住宅改修費の受領委任払いの申し出があった場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間及び介護保険給付の制限に関する規定の適用を受けていないことを確認すること。また、過去の給付実績についても確認すること。
５．住宅改修を受領委任払いで取り扱う場合は、その施工に係る見積書及び図面を作成して要介護者等に発行し、了承を得ること。その際、見積書には、当該住宅改修の内容、箇所、規模、住宅改修に要する費用（保険給付分及び自己負担分の見込額の内訳を含む。）、施工事業者名及び連絡先を明記すること。また、要介護者等が複数事業者から見積書を取ることを希望する場合であっても、見積書を発行すること。
６．住宅改修に関する見積書の記載事項に変更があった場合には、速やかに、その変更の内容を当該要介護者等に通知すること。
７．住宅改修費については、保険給付分を除いた自己負担額を要介護者等から受領するものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、当該自己負担額の支払いを受けたときは、要介護者等に領収書及び工事費内訳書を発行すること。
８．住宅改修費を受領委任払いにより受給する要介護者等が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を市に通知すること。
(1)　不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
(2)　正当な理由なく、当該住宅改修を行うにあたって必要な手続き等に関して協力しないとき。
９．要介護者等からの苦情等があった場合は、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、要介護者等の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても市、居宅介護支援事業者及び居宅介護予防支援事業者との協力により適切な対応を行うこと。
10．住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、要介護者等の生命、身体、財産等を傷付けた場合には、その責任の範囲内において要介護者等に対してその損害を賠償し、本登録の辞退を申し出ること。
11．事業者の役員若しくは従業者又はこれらの職にあった者は、業務上知り得た要介護者等及びその家族の秘密を保持すること。
12．介護保険住宅改修費受領委任払い取扱い届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかに、新たに記載した介護保険住宅改修費受領委任払い取扱い届出書を市長に提出すること。

犬山市長

令和〇年〇月〇日

住　　所　　犬山市大字健康字福祉１番地

事業所名　　株式会社◇◇◇◇建設

代表者名　　介護　一郎

※事業所名・代表者名については、署名または記名押印（認め印を除く。）をしてください。